

ブリッジ Bridge 10月号

トレンドニュース(令和7年8月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.20倍(前月比0.02P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:8,669人と前年同月比12.6%減少。
- ・新規求職申込件数:1,507人と前年同月比4.3%増加。

⇒新規求職者が2ヶ月連続で増加しています。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆ 令和7年10月16日から大阪府の最低賃金は時間額1,177円(63円アップ)となります。

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金)を保障する制度のことです。

年齢やパート、学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内(中小企業・小規模事業者さま向け)
- ◆ 令和7年度業務改善助成金のご案内
- ◆ 賃金引上げの支援策のご案内(厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています)
- ◆ 賃金引き上げ特設ページのご案内

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



大阪府の 最低賃金は

令和7年10月16日から

63円
UP ↑

時間額 **1,177** 円



使用者も、 労働者も、必ずチェックしましょう!!



最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
④ 出来高給（請負給） の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額

最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

① 精皆勤手当
通勤手当
家族手当

② 1か月を超える期間
ごとに支払われる
賃金（賞与など）

③ 臨時に支払われる
賃金（結婚手当など）

④ 時間外・休日労働
及び深夜労働
に対する賃金

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課
TEL 06-6949-6502



もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金に関する
特設サイトもご覧
ください。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】
・日本政策金融公庫
・TEL:0120-154-505



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】
・サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター
・TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



すべて
無料

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業・小規模事業者さま向け

働き方改革により 進めよう働きやすい職場づくり！

労働問題の専門家

社会保険労務士が

あなたの事業所を「支援」します！

Zoomに対応しております

お気軽にご相談ください。人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！

【支援内容】

● 電話相談・来館相談

専門家が当センターの個別ブースにて相談対応しています。
お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。
来館の方は、予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。

● オンライン相談 (Zoom)

オンライン相談(Zoom)も対応します。
下記メールアドレスにて受信後、相談用URLを送信します。

● メール相談

専門家が回答いたします。
いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。

● コンサルティング (専門家派遣)

事業者や人事・労務担当者からの申込(裏面参照)により専門家が
直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のため
の労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案
を行います。(希望制)

- 訪問回数: 原則3回
- セミナーや相談会も実施しています。
- オンライン相談も可

場 所：大阪府社会保険労務士会館 5階 地下鉄谷町線「天満橋駅」

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 ②番出口から徒歩5分

連絡先：フリーダイヤル **0120-068-116**

メールアドレス osaka@workstylereform.net

対応日時：平日 午前9時～午後5時まで

残業を削減したい...

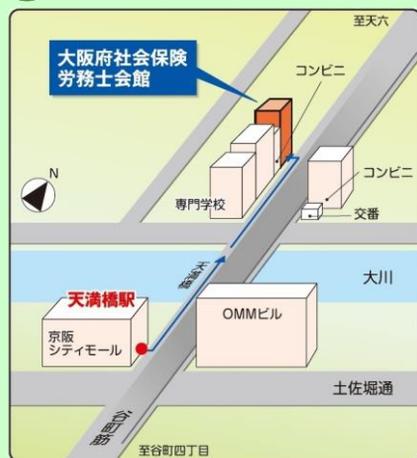
人手不足を解消したい...

同一労働同一賃金に対応したい...

テレワークを実施したい...

合理化で最低賃金上げに対応したい...

残業の上限規制について相談したい...



詳細はWEBで！
簡単にアクセス▶



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

コンサルティング申込書 ～企業への訪問（オンラインも可）～

URL: <https://form.run/@hatarakikata-osaka-1655012228>

FAX番号：06-4800-8177



（お申し込み後、概ね3日前後にはお電話にてご連絡いたします。）

ご相談内容

（該当するものに丸をしてください。その他の場合は、ご相談内容を簡単にご記入ください）

- ・年次有給休暇の付与方法
- ・時間外労働の上限規制への対応
（建設業・自動車運転の業務・情報サービス業 等）
- ・時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
- ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）
- ・賃金引上げのための生産性向上の支援
- ・最低賃金引上げへの対応
- ・多様な正社員制度
- ・人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善
- ・その他・ワークライフバランスなど
（ ）

訪問希望時期

事業所名	フリガナ	電話番号	

所在地	〒 -	ご担当者名	フリガナ

		(備考)	

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

製造業

同一労働同一賃金への対応に向けた職場環境の改善

- 就業規則と賃金規定を法改正に正しく対応するよう提案。
- 労働時間短縮と生産性向上に向け職場意識の改善を提案。

- 職場環境プロジェクトの発足により社員の意識が高揚し、女性・高齢者にも優しい職場環境に前進中。

令和7年9月5日に拡充されました！
(改正部分はピンク色の文字の部分です)

令和7年度業務改善助成金のご案内（大阪）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）

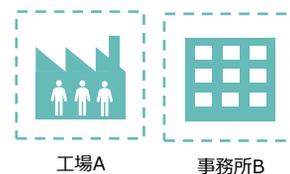
【第1期、第2-1期】

事業場内最低賃金が地域別最低賃金（都道府県毎に決定）の差額が50円以内であること

【第2-2期】 事業場内最低賃金が令和7年度改定後の地域別最低賃金（大阪府は1,177円：令和7年10月16日発効）未満であること

- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。



別々に申請

- ・ 第2-2期の賃金引き上げ期間中※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、賃金引上げ計画は不要【申請時に必要なもの】申請書や見積書に加え、

※令和7年9月5日～当該地域の令和7年度最低賃金改定日の前日まで

・ 賃金引上げ結果
・ 事業実施計画
が必要です。



申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	1月31日
第2-1期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日（大阪は令和7年10月15日まで）	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日（大阪は令和7年10月15日まで）	1月31日
第2-2期	令和7年9月5日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日（大阪は令和7年10月15日まで）	令和7年9月5日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日（大阪は令和7年10月15日まで）	1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	大阪3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

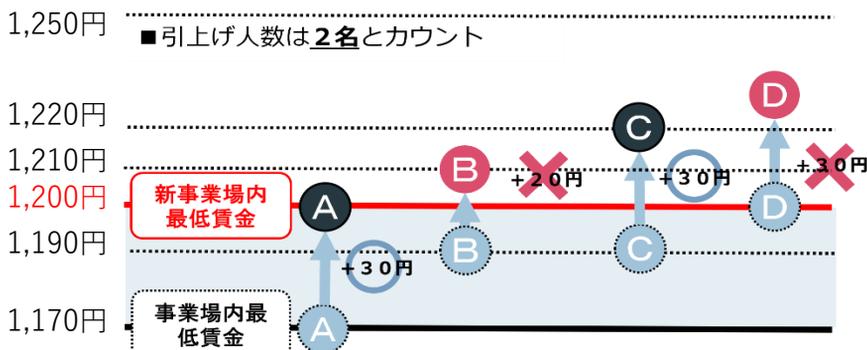
「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,170円の事業場で30円コースを申請する場合>

(大阪：第2-2期は事業場内最低賃金が1,177円未満まで対象)

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてモカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,120円

→助成率3/4

○8人の労働者を1,180円まで引上げ（60円コース）

→助成上限額230万円

○設備投資などの額は600万円

450万円
(=600万円×3/4)

(設備投資費用×助成率)

>

230万円
(=助成上限額)

(60円コースの助成上限額)



230万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 令和7年10月16日に新しい大阪府最低賃金(1,114円→1,177円)が発効されるので、

発効日の前日(10月15日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(例1,120円→1,177円以上へ)を完了(※)



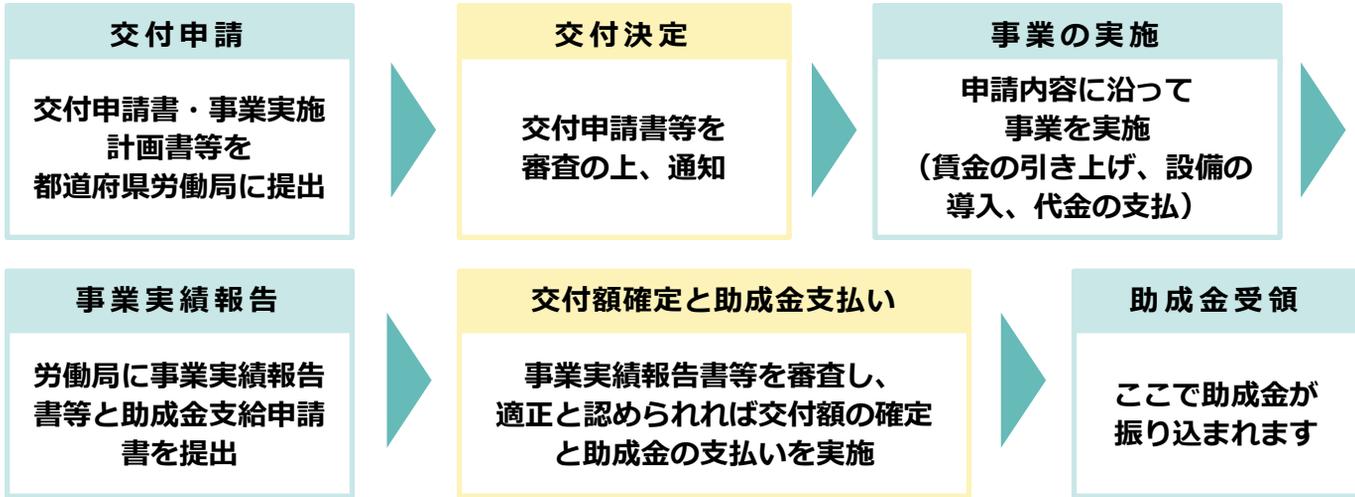
発効日の当日(10月16日)に事業場内最低賃金の引き上げ(例1,120円→1,177円以上)を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,177円以上の具体的な賃金額〇〇〇〇円であることを定め、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
 - ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
 - ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
 - ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。
- ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取り組み事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.9)

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1

株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE 2

栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE 3

南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年8月	前年同月	前年同月比	令和7年8月	前年同月	前年同月比
計	8,669	9,917	▲ 12.6	57,977	63,739	▲ 9.0
建設業	343	491	▲ 30.1	3,919	4,348	▲ 9.9
製造業	487	645	▲ 24.5	4,326	4,762	▲ 9.2
情報通信業	788	675	16.7	2,443	2,619	▲ 6.7
運輸業,郵便業	218	228	▲ 4.4	3,652	4,078	▲ 10.4
卸売業,小売業	732	814	▲ 10.1	5,240	6,571	▲ 20.3
学術研究,専門・技術サービス業	460	524	▲ 12.2	1,808	1,983	▲ 8.8
宿泊業,飲食サービス業	1,354	1,657	▲ 18.3	5,456	6,682	▲ 18.3
生活関連サービス業,娯楽業	108	88	22.7	1,954	2,120	▲ 7.8
教育,学習支援業	237	147	61.2	1,064	914	16.4
医療,福祉	1,815	2,163	▲ 16.1	17,671	18,171	▲ 2.8
サービス業（他に分類されないもの）	1,472	1,747	▲ 15.7	8,119	8,801	▲ 7.7

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年8月	前年同月	前年同月比	令和7年8月	前年同月	前年同月比
職業計	1,507	1,445	4.3	23,661	23,213	1.9
A 管理的職業従事者	6	6	0.0	90	75	20.0
B 専門的・技術的職業従事者	260	240	8.3	3,723	3,512	6.0
C 事務従事者	480	441	8.8	6,096	5,945	2.5
D 販売従事者	77	102	▲ 24.5	1,479	1,373	7.7
E サービス職業従事者	158	147	7.5	2,698	2,429	11.1
F 保安職業従事者	11	9	22.2	259	177	46.3
G 農林漁業従事者	4	5	▲ 20.0	84	65	29.2
H 生産工程従事者	65	66	▲ 1.5	1,172	1,098	6.7
I 輸送・機械運転従事者	32	41	▲ 22.0	806	863	▲ 6.6
J 建設・採掘従事者	11	6	83.3	206	223	▲ 7.6
K 運搬・清掃・包装等従事者	118	122	▲ 3.3	2,822	2,417	16.8

3. 就職件数の推移

	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8
大阪東	348	322	370	321	280	288	381	499	359	349	296	344	248
大阪労働局	5,275	5,516	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,501	7,382	2.10	103,090	95,752	1.08
01管理的職業	39	31	1.26	378	454	0.83
02研究・技術の職業	2,971	526	5.65	12,384	5,911	2.10
006開発技術者	249	35	7.11	1,257	523	2.40
007製造技術者	155	84	1.85	852	1,242	0.69
008建築・土木・測量技術者	1,108	66	16.79	3,819	753	5.07
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	918	212	4.33	3,905	2,134	1.83
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	270	398	0.68	933	4,180	0.22
017デザイナー	74	218	0.34	287	2,245	0.13
04医療・看護・保健の職業	860	298	2.89	8,992	3,900	2.31
023看護師、准看護師	415	160	2.59	4,069	1,906	2.13
024医療技術者	167	47	3.55	1,879	672	2.80
025栄養士、管理栄養士	68	12	5.67	1,198	258	4.64
028保健医療関係助手	88	18	4.89	943	351	2.69
05保育・教育の職業	258	121	2.13	2,463	1,574	1.56
029.031.032その他の保育・教育の職業	255	103	2.48	2,290	1,386	1.65
06事務的職業	1,700	2,437	0.70	9,556	27,482	0.35
033総務・人事・企画事務の職業	186	272	0.68	1,095	2,773	0.39
034一般事務・秘書・受付の職業	406	1,400	0.29	2,497	16,209	0.15
037医療・介護事務の職業	121	78	1.55	1,070	1,208	0.89
038会計事務の職業	301	245	1.23	1,164	2,492	0.47
040営業・販売関連事務の職業	296	151	1.96	1,435	1,636	0.88
07販売・営業の職業	2,963	507	5.84	11,690	6,490	1.80
045販売員	1,086	141	7.70	4,225	2,309	1.83
048営業の職業	1,761	336	5.24	6,915	3,891	1.78
08福祉・介護の職業	1,295	283	4.58	14,100	4,289	3.29
049福祉・介護の専門的職業	492	137	3.59	5,385	1,712	3.15
050施設介護の職業	521	133	3.92	6,540	2,403	2.72
051訪問介護の職業	282	13	21.69	2,175	174	12.50
09サービスの職業	1,411	392	3.60	10,610	4,892	2.17
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	40	52	0.77	2,586	741	3.49
055飲食物調理の職業	419	143	2.93	4,058	1,694	2.40
056接客・給仕の職業	811	110	7.37	2,962	1,448	2.05
057居住施設・ビル等の管理の職業	68	45	1.51	359	490	0.73
10警備・保安の職業	535	32	16.72	3,177	621	5.12
11農林漁業の職業	8	22	0.36	190	363	0.52
12製造・修理・塗装・製図等の職業	818	341	2.40	8,388	5,397	1.55
071製品製造・加工処理工（金属製品）	173	62	2.79	2,279	1,264	1.80
072製品製造・加工処理工（食料品等）	44	28	1.57	606	469	1.29
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	211	77	2.74	1,410	914	1.54
074機械組立工	68	34	2.00	778	605	1.29
075機械整備・修理工	106	20	5.30	1,524	495	3.08
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	129	94	1.37	879	964	0.91
13配送・輸送・機械運転の職業	1,269	219	5.79	9,421	4,771	1.97
082配送・集荷の職業	425	76	5.59	1,882	1,562	1.20
083貨物自動車運転の職業	189	41	4.61	3,113	1,043	2.98
085乗用車運転の職業	457	47	9.72	2,349	761	3.09
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	147	27	5.44	883	585	1.51
14建設・土木・電気工事の職業	402	60	6.70	6,815	1,187	5.74
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	213	25	8.52	2,219	428	5.18
094電気・通信工事の職業	87	21	4.14	1,283	391	3.28
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	702	434	1.62	3,993	6,996	0.57
095荷役・運搬作業員	415	83	5.00	1,911	1,666	1.15
096清掃・洗浄作業員	152	94	1.62	851	1,142	0.75
（IT関連計）	1,867	638	2.93	8,708	6,872	1.27
（福祉関連計）	1,788	432	4.14	19,160	6,091	3.15
（介護関連小計）	1,238	235	5.27	13,496	3,631	3.72

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、ワライ上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	9,743	3,779	2.58	63,362	59,117	1.07
01管理的職業	1	9	0.11	13	75	0.17
02研究・技術の職業	68	65	1.05	330	868	0.38
007製造技術者	2	25	0.08	44	250	0.18
008建築・土木・測量技術者	26	7	3.71	120	121	0.99
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	10	13	0.77	89	197	0.45
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	135	112	1.21	567	1,206	0.47
017デザイナー	43	50	0.86	245	513	0.48
04医療・看護・保健の職業	616	180	3.42	5,601	2,787	2.01
023看護師、准看護師	409	106	3.86	2,938	1,555	1.89
024医療技術者	85	14	6.07	925	302	3.06
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	2	2	1.00	61	41	1.49
028保健医療関係助手	70	14	5.00	846	305	2.77
05保育・教育の職業	362	75	4.83	3,049	1,461	2.09
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	223	25	8.92	709	381	1.86
029.031.032その他の保育・教育の職業	139	50	2.78	2,340	1,080	2.17
06事務的職業	1,077	1,007	1.07	6,192	13,602	0.46
034一般事務・秘書・受付の職業	234	621	0.38	1,960	8,885	0.22
037医療・介護事務の職業	79	52	1.52	980	744	1.32
038会計事務の職業	240	66	3.64	558	809	0.69
040営業・販売関連事務の職業	62	27	2.30	340	375	0.91
041外勤事務の職業		0	--	5	4	1.25
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	217	73	2.97	602	791	0.76
07販売・営業の職業	268	111	2.41	2,209	2,311	0.96
045販売員	240	92	2.61	2,004	2,005	1.00
08福祉・介護の職業	1,197	161	7.43	12,639	2,725	4.64
049福祉・介護の専門的職業	202	68	2.97	2,197	879	2.50
050施設介護の職業	584	83	7.04	7,134	1,634	4.37
051訪問介護の職業	411	10	41.10	3,308	212	15.60
09サービスの職業	3,482	253	13.76	15,035	4,400	3.42
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	25	27	0.93	876	337	2.60
055飲食物調理の職業	1,851	96	19.28	10,105	2,006	5.04
056接客・給仕の職業	1,288	69	18.67	2,550	1,077	2.37
057居住施設・ビル等の管理の職業	249	43	5.79	735	611	1.20
10警備・保安の職業	289	27	10.70	3,010	533	5.65
11農林漁業の職業	10	11	0.91	180	196	0.92
12製造・修理・塗装・製図等の職業	237	84	2.82	2,010	1,553	1.29
071製品製造・加工処理工（金属製品）	15	8	1.88	213	213	1.00
072製品製造・加工処理工（食料品等）	56	15	3.73	589	322	1.83
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	113	22	5.14	702	376	1.87
074機械組立工	6	6	1.00	116	147	0.79
077製品検査工（食料品等）		1	0.00	8	8	1.00
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	8	1	8.00	86	42	2.05
13配送・輸送・機械運転の職業	212	74	2.86	2,506	1,640	1.53
082配送・集荷の職業	51	23	2.22	513	505	1.02
083貨物自動車運転の職業	4	4	1.00	145	121	1.20
085乗用車運転の職業	131	26	5.04	1,365	586	2.33
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	11	11	1.00	120	148	0.81
14建設・土木・電気工事の職業	4	7	0.57	149	155	0.96
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	2	2.00	44	58	0.76
092土木の職業		1	0.00	85	28	3.04
094電気・通信工事の職業		3	0.00	14	52	0.27
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,785	632	2.82	9,872	12,022	0.82
095荷役・運搬作業員	88	36	2.44	891	936	0.95
096清掃・洗浄作業員	1,456	177	8.23	6,169	3,172	1.94
097包装作業員	70	41	1.71	473	668	0.71
098選別・ピッキング作業員	63	41	1.54	757	1,052	0.72
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	108	337	0.32	1,582	6,194	0.26
（IT関連計）	312	153	2.04	1,055	1,722	0.61
（福祉関連計）	1,660	256	6.48	16,265	4,232	3.84
（介護関連小計）	1,191	132	9.02	12,708	2,422	5.25

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	240,740	315,107	250,668	238,992	309,391	245,992
01管理的職業	396,667	455,292	400,000	300,846	387,381	346,471
02研究・技術の職業	281,113	449,845	278,627	257,023	419,929	286,184
007製造技術者	263,880	372,788	214,444	250,260	371,645	269,010
008建築・土木・測量技術者	312,446	515,885	248,000	285,860	454,289	320,234
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	260,686	402,068	301,111	248,627	422,830	266,186
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	220,885	284,213	244,103	229,597	314,803	255,332
017デザイナー	226,788	330,000	244,783	225,817	321,632	236,250
04医療・看護・保健の職業	263,479	326,877	293,659	253,994	305,970	284,343
023看護師、准看護師	273,762	328,985	283,333	270,364	320,553	286,373
024医療技術者	256,843	309,387	276,000	257,931	308,738	272,920
028保健医療関係助手	195,553	221,233	--	200,540	228,792	209,298
05保育・教育の職業	221,238	266,334	220,000	223,816	256,841	231,436
029.031.032その他の保育・教育の職業	222,992	266,914	250,000	224,333	257,151	237,089
06事務的職業	219,208	276,990	230,877	216,773	269,797	226,810
033総務・人事・企画事務の職業	218,407	288,684	251,333	225,055	286,729	259,526
034一般事務・秘書・受付の職業	213,152	246,442	212,215	207,603	245,479	216,610
037医療・介護事務の職業	202,561	250,081	246,667	201,669	240,952	205,957
038会計事務の職業	216,799	254,480	265,000	226,555	285,634	241,263
040営業・販売関連事務の職業	224,268	284,208	255,455	220,303	277,407	240,000
07販売・営業の職業	230,991	284,039	285,192	236,807	311,484	275,062
045販売員	216,849	245,381	222,857	227,676	290,958	225,338
048営業の職業	238,635	314,243	305,676	240,961	323,408	298,378
08福祉・介護の職業	237,306	272,357	238,205	238,814	270,326	235,008
049福祉・介護の専門的職業	246,240	293,336	233,684	254,487	289,521	241,729
050施設介護の職業	226,560	253,502	238,889	226,356	254,282	228,424
051訪問介護の職業	238,216	259,311	275,000	225,753	256,687	249,259
09サービスの職業	233,618	274,952	254,000	248,678	302,382	237,450
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	221,667	365,778	226,000	271,847	347,424	225,534
055飲食物調理の職業	243,795	314,214	276,190	244,607	293,671	248,321
056接客・給仕の職業	230,548	245,242	240,909	244,056	292,464	240,286
057居住施設・ビル等の管理の職業	218,097	248,744	212,500	200,973	216,666	206,022
10警備・保安の職業	206,227	229,329	244,000	202,053	223,077	214,474
11農林漁業の職業	205,000	280,000	--	230,842	311,406	235,263
12製造・修理・塗装・製図等の職業	225,063	290,459	243,617	223,944	309,332	238,652
071製品製造・加工処理工（金属製品）	224,158	296,053	278,000	223,181	310,009	244,559
072製品製造・加工処理工（食料品等）	203,117	273,950	230,000	220,669	279,009	218,088
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	237,469	279,634	230,000	219,516	278,114	228,496
074機械組立工	205,733	251,833	225,000	219,298	313,324	225,000
075機械整備・修理工	233,841	328,012	250,000	231,067	321,266	277,313
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	217,673	306,172	232,353	232,166	364,639	243,281
13配送・輸送・機械運転の職業	227,682	260,870	290,571	249,762	307,486	266,554
082配送・集荷の職業	225,164	262,362	282,500	234,648	280,387	262,917
083貨物自動車運転の職業	237,487	266,847	350,000	274,363	347,949	298,788
085乗用車運転の職業	220,847	245,656	274,000	210,812	237,244	261,469
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	215,279	257,009	232,000	230,693	296,359	254,268
14建設・土木・電気工事の職業	278,129	448,408	262,500	252,417	376,979	274,810
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	293,137	471,585	200,000	246,363	372,937	285,094
094電気・通信工事の職業	246,879	409,041	300,000	259,911	380,254	267,358
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	206,061	226,109	223,704	217,091	261,039	211,218
095荷役・運搬作業員	209,508	243,971	256,667	219,015	262,938	217,821
096清掃・洗浄作業員	195,956	207,354	221,000	209,937	246,090	202,202
（IT関連計）	254,753	395,185	261,831	243,838	402,899	264,276
（福祉関連計）	245,091	286,551	260,645	243,887	280,874	258,534
（介護関連小計）	233,070	267,867	238,065	234,028	265,889	232,636

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,245	1,336	1,212	1,276	1,398	1,205
01管理的職業	2,916	2,916	1,114	1,699	1,699	1,835
02研究・技術の職業	3,100	5,750	1,307	1,425	1,836	1,503
007製造技術者	--	--	--	1,206	1,283	1,249
008建築・土木・測量技術者	5,000	10,000	1,307	1,603	2,296	1,530
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,200	1,500	--	1,230	1,540	1,779
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,365	1,639	1,679	1,258	1,569	1,309
017デザイナー	1,193	1,433	1,300	1,176	1,525	1,190
04医療・看護・保健の職業	1,757	2,026	1,698	1,747	1,970	1,598
023看護師、准看護師	1,730	1,939	1,630	1,697	1,863	1,626
024医療技術者	2,052	2,365	3,000	1,856	2,131	1,646
028保健医療関係助手	1,343	1,426	1,167	1,217	1,280	1,183
05保育・教育の職業	1,562	2,120	1,203	1,285	1,481	1,257
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,192	1,192	1,193	1,201	1,229	1,170
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,728	2,538	1,217	1,308	1,550	1,298
06事務的職業	1,258	1,332	1,202	1,212	1,313	1,184
034一般事務・秘書・受付の職業	1,203	1,279	1,213	1,193	1,294	1,177
037医療・介護事務の職業	1,227	1,318	1,166	1,201	1,291	1,166
038会計事務の職業	1,296	1,322	1,211	1,283	1,367	1,213
040営業・販売関連事務の職業	1,231	1,377	1,176	1,219	1,338	1,242
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,181	1,387	1,174	1,157	1,292	1,226
07販売・営業の職業	1,134	1,192	1,151	1,201	1,350	1,182
045販売員	1,114	1,151	1,174	1,199	1,346	1,174
048営業の職業	1,387	1,528	1,114	1,245	1,424	1,294
08福祉・介護の職業	1,284	1,455	1,180	1,299	1,454	1,195
049福祉・介護の専門的職業	1,231	1,388	1,167	1,307	1,432	1,205
050施設介護の職業	1,277	1,407	1,161	1,238	1,324	1,183
051訪問介護の職業	1,339	1,600	1,500	1,432	1,764	1,266
09サービスの職業	1,144	1,170	1,199	1,152	1,234	1,169
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,177	1,442	1,205	1,157	1,556	1,281
055飲食調理の職業	1,136	1,173	1,165	1,150	1,204	1,152
056接客・給仕の職業	1,127	1,135	1,327	1,142	1,190	1,169
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,194	1,194	1,152	1,153	1,156	1,153
10警備・保安の職業	1,222	1,291	1,175	1,185	1,263	1,134
11農林漁業の職業	1,114	1,400	1,159	1,187	1,361	1,152
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,224	1,393	1,191	1,170	1,279	1,171
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,187	1,361	--	1,215	1,411	1,180
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,190	1,200	1,114	1,158	1,221	1,130
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,188	1,402	1,400	1,132	1,238	1,139
074機械組立工	1,240	1,340	--	1,192	1,273	1,123
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	--	--	--	1,161	1,254	1,213
13配送・輸送・機械運転の職業	1,232	1,315	1,122	1,214	1,297	1,168
082配送・集荷の職業	1,233	1,449	1,114	1,221	1,367	1,155
083貨物自動車運転の職業	1,114	1,400	--	1,243	1,323	1,139
085乗用車運転の職業	1,258	1,301	1,129	1,198	1,269	1,182
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,261	1,327	1,114	1,176	1,249	1,211
14建設・土木・電気工事の職業	1,450	1,600	--	1,388	1,697	1,345
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,450	1,600	--	1,343	1,665	1,200
092土木の職業	--	--	--	1,458	1,704	1,114
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,467	1,717	1,475
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,152	1,168	1,129	1,160	1,193	1,132
095荷役・運搬作業員	1,193	1,228	1,275	1,210	1,276	1,150
096清掃・洗浄作業員	1,151	1,162	1,122	1,161	1,189	1,125
097包装作業員	1,126	1,206	1,114	1,139	1,181	1,143
098選別・ピッキング作業員	1,114	1,204	1,157	1,151	1,207	1,159
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,163	1,196	1,114	1,140	1,176	1,123
（福祉関連計）	1,197	1,418	1,167	1,198	1,411	1,309
（介護関連小計）	1,403	1,591	1,297	1,400	1,563	1,386
	1,282	1,453	1,186	1,298	1,453	1,193

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年8月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	1	4	10	41	TOEIC(600点～)	27	199	13	28
第三種電気主任技術者	6	96	23	152	日本語検定1級	27	201	2	9
1級電気工事施工管理技士	1	37	14	62	日本語検定3級	11	146	0	0
2級電気工事施工管理技士	2	25	10	70	日商簿記1級	14	119	4	14
一級建築士	12	103	78	403	日商簿記2級	171	1,854	61	263
二級建築士	12	154	56	297	日商簿記3級	170	2,068	73	375
1級建築施工管理技士	5	80	70	429	簿記能力検定(全経2級)	13	111	1	18
2級建築施工管理技士	3	72	69	330	運行管理者(貨物)	7	171	8	69
1級土木施工管理技士	3	126	168	433	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	8	85	0	23
2級土木施工管理技士	2	63	170	470	医療事務資格	24	329	3	79
1級造園施工管理技士	1	19	0	26	登録販売者(一般医薬品)	14	237	1	87
薬剤師	23	266	33	472	理容師	3	41	3	1,367
保健師	13	185	27	171	美容師	48	561	28	1,670
助産師	6	88	0	20	ネイリスト技能検定試験2級	1	33	0	22
看護師	180	2,113	523	4,838	ネイリスト技能検定試験3級	7	69	0	14
准看護師	21	402	273	2,510	調理師	109	1,231	408	2,250
臨床検査技師	9	102	20	135	警備員検定試験(1級)	0	1	0	14
理学療法士	12	136	73	915	警備員検定試験(2級)	0	3	0	19
作業療法士	6	62	67	814	大型自動車免許	43	1,090	32	1,264
歯科技工士	5	58	7	46	大型自動車第二種免許	19	421	9	394
歯科衛生士	14	273	33	374	普通自動車免許	1,873	32,094	131	2,688
診療放射線技師	3	47	10	49	普通自動車第二種免許	16	437	322	1,588
言語聴覚士	5	32	30	333	大型特殊自動車免許	7	197	1	63
管理栄養士	22	288	80	709	自動二輪車免許	44	872	13	157
栄養士	42	505	103	1,203	原動機付自転車免許	10	352	411	853
あん摩マッサージ指圧師	2	19	36	321	牽引免許	13	265	0	221
はり師	7	77	49	336	フォークリフト運転技能者	135	3,538	368	2,660
きゅう師	7	73	18	241	中型自動車免許	14	413	146	1,630
柔道整復師	10	115	46	303	中型自動車第二種免許	4	45	3	60
臨床心理士	2	25	25	78	8トン限定中型自動車免許	20	462	37	722
社会福祉士	14	299	160	1,087	危険物取扱者(乙種)	51	965	43	259
介護福祉士	108	1,853	585	8,918	危険物取扱者(丙種)	5	95	0	23
保育士	108	1,813	275	2,938	溶接技能者	3	31	0	23
ホームヘルパー1級	5	51	44	436	ガス溶接技能者	11	327	0	139
ホームヘルパー2級	69	1,289	443	4,665	アーク溶接技能者(基本級)	7	178	0	73
精神保健福祉士	6	104	69	417	二級自動車整備士	7	101	10	203
介護支援専門員(ケアマネージャー)	18	452	64	1,329	三級自動車整備士	2	74	9	171
介護職員基礎研修修了者	3	42	11	333	自動車検査員	2	36	1	32
福祉用具専門相談員	5	101	8	74	2級ボイラー技士	11	184	28	82
介護職員初任者研修修了者	68	1,060	856	10,232	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	4	103	4	55
介護職員実務者研修修了者	41	460	379	5,504	移動式クレーン運転士	7	202	3	102
税理士	1	14	10	27	小型移動式クレーン運転技能者	10	231	4	105
社会保険労務士	10	107	23	50	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	30	0	32
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	76	1,358	55	921	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	112	2	115
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	14	354	74	389	玉掛技能者	46	1,272	29	696
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	53	631	45	175	第一種電気工事士	12	178	24	328
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	85	820	64	417	第二種電気工事士	48	798	131	933
管理業務主任者	7	76	6	19	足場の組立て等作業主任者	4	66	0	88
実用英語技能検定2級	43	603	3	13	1級管工事施工管理技士	2	37	15	81
TOEIC(730点～)	44	388	1	15	2級管工事施工管理技士	2	31	12	111